

株式交換にかかる事前開示書面

(会社法第794 条第 1 項および会社法施行規則第193 条の定める書面)

2023年3月22日

アシードホールディングス株式会社

2023年3月22日

簡易株式交換にかかる事前開示書面

広島県福山市船町7番23号
アシードホールディングス株式会社
代表取締役社長 河本 大輔

当社は、2023年3月22日で当社及び静岡ローストシステム株式会社（本店所在地：静岡県牧之原市大寄542番地1）の間で締結した株式交換契約に基づき、当社を株式交換完全親会社、静岡ローストシステムを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という）を行うことといたしました。つきましては、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条の定めに従い、下記のとおり株式交換契約の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）
別紙1のとおり。
2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）
別紙2のとおり。
3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）
該当事項はありません。
4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第193条第3号）
 - （1）最終事業年度にかかる計算書類等の内容
別紙3のとおり。
 - （2）最終事業年度の末日後の臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは当該臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
 - （3）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。
5. 株式交換完全親会社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第193条第4号）
該当事項はありません。

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における株式交換完全親会社の債務（会社法第 799 条第 1 項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

本株式交換に際して、会社法第 799 条第 1 項の規定により異議を述べることができる債権者はありませんので、該当事項はありません。

以 上

株式交換契約書

アシードホールディングス株式会社（以下「甲」という。）と静岡ローストシステム株式会社（以下「乙」という。）とは、株式交換を行うため、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（株式交換）

第1条 甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」という。）を行い、甲は、本件株式交換により、乙の発行済株式の全部を取得する。

（甲及び乙の商号及び住所）

第2条 甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

（1）株式交換完全親会社（甲）

商号：アシードホールディングス株式会社

住所：広島県福山市船町7番23号

（2）株式交換完全子会社（乙）

商号：静岡ローストシステム株式会社

住所：静岡県牧之原市大寄542番地1

（株式交換に際して交付する株式及び割当て）

第3条 甲は、本件株式交換に際して、第5条に定める効力発生日において、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（以下「基準時株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、以下の算式により算出される株式交換比率（小数点第1位を四捨五入するものとする。）を乗じて得た数（495,145株）の甲の普通株式を交付する。

$$\text{株式交換比率} (11,515) = 6,494,722 \text{円} / \text{甲の普通株式の平均価格} (564 \text{円})$$

上記算式において、「甲の普通株式の平均価格」とは、株式会社東京証券取引所スタンダード市場における2023年3月20日終値を基準日とし、基準日、基準日から遡る1か月、3か月の各取引日の終値の平均株価を算出、その3株価の平均を基に、両社の合意により決定する。

2 甲は、前項に従って甲が基準時株主に対して交付しなければならない甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

（甲の資本金及び準備金の額）

第4条 本件株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額はそれぞれ次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 会社計算規則第39条に従い、甲が別途定める額
- (2) 資本準備金の額 会社計算規則第39条に従い、甲が別途定める額
- (3) 利益準備金の額 0円

(効力発生日)

第5条 本件株式交換が効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、2023年4月12日とする。但し、本件株式交換の手の続の進行状況に応じて必要があるときは、甲乙協議し合意の上、これを変更することができるものとする。

(株主総会の承認等)

第6条 甲は、会社法第796条第2項の規定により、株主総会の決議による承認を受けることなく、本件株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定により、本契約について甲の株主総会の決議による承認を受けることが必要であることが判明した場合には、甲は甲の株主総会を招集し、本契約の承認及び本件株式交換に必要な事項に関する決議を経るものとする。

2 乙は、譲渡日までに、会社法第783条第1項の規定に基づき、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件株式交換に必要な事項に関する決議を経るものとする。

(善管注意義務)

第7条 乙は、本契約締結後効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって業務の執行及び財産の管理を行い、その財産及び権利義務に重大なる影響を及ぼす行為を行う場合には、予め甲の事前の書面による承諾を得たうえで実行するものとする。

(本契約の変更及び解除)

第8条 本契約の締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災事変その他の事由により、甲若しくは乙の資産若しくは経営状態に重要な変動が生じたとき、又は、本件株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲乙協議し合意のうえ、本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第9条 本契約は、第6条第2項に定める乙の株主総会において本契約の承認が得られない場合、又は第6条第1項但書に定める甲の株主総会において本契約の承認が得られない場合は、その効力を失う。

(管轄裁判所)

第10条 本契約及び本件株式交換に関する一切の紛争については、甲及び乙が誠実に協議し、解決にあたるものとするが、かかる協議が整わない場合には、被告の住所地又は本店所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第11条 本契約に定めるもののほか、本件株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲

乙協議のうえ、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年3月22日

甲 広島県福山市船町7番23号
アシードホールディングス株式会社
代表取締役 河本 大輔

乙 静岡県牧之原市大寄542番地1
静岡ローストシステム株式会社
代表取締役 浅井 哲也

別紙2（株式交換に際して交付する株式の数またはその数の算定方法およびその割当ての相当性に関する事項）

1. 本株式交換にかかる割当ての内容

本件	当社 (株式交換完全親会社)	静岡ローストシステム (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当ての内容	1	11,515
株式交換により交付する株式数	当社普通株式：495,145 株	

(注1) 株式の割当比率

当社は、静岡ローストシステムの普通株式1株に対して当社の普通株式11,515株を割当交付いたします。

(注2) 本株式交換により交付する当社の株式数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換の直前時の静岡ローストシステムの株主に対して、その保有する対象会社株式に代えて、上記表の本株式交換比率に基づいて算出した数の当社株式495,145株を割当交付いたします。また、本株式交換に際して交付する当社株式は、全て当社が保有する自己株式により充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、株式交換比率（以下、「本株式交換比率」という）の検討にあたり、公平性・妥当性を確保するため、独立した第三者算定機関を選定し株式交換比率の算定を依頼いたしました。

算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果および静岡ローストシステムの財務状況や将来の見通し等を踏まえて交渉・協議を重ねた結果、将来予測の蓋然性について雇用環境の厳しさから慎重に考慮することで合意いたしました。本株式交換比率1:11,515は「(2) 算定に関する事項」の「②算定の概要」の算定結果・評価レンジ内に位置し、FCF法の中央値をやや下回るのは、上記協議を考慮したことによるものです。

本株式交換比率が妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、当社取締役会および静岡ローストシステムの取締役決定に基づき、当事会社間で本株式交換契約を締結することに合意いたしました。

なお、本株式交換比率は、その前提となる諸条件について重大な変更が生じた場合は当事会社間で協議により変更されることがあります。

(2) 算定に関する事項

①算定機関の名称並びに当社および静岡ローストシステムとの関係

算定機関の名称：ビズリンク・アドバイザー株式会社

算定機関は、当社および静岡ローストシステムの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係は有しません。

②算定の概要

算定機関は、当社については東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（2023年3月20日を算定基準日とし、算定基準日の終値、並びに算定基準日以前の1ヶ月間および3ヶ月間の各期間の終値の単純平均法に基づき算定）を用いて算定しております。なお、昨今の株式市場の変動を勘案すると、より短い期間の株価で判定することが妥当との考えにより、上記算定各期間を用いることで合意いたしました。

当社株式の1株当たり株式価値の評価レンジは次のとおりです。

市場株価法	562円～578円
-------	-----------

静岡ローストシステムについては、純資産を基準にして企業価値を算出するネット・アセット・アプローチ(修正簿価純資産法)及び将来性や期待値を企業価値に反映させるインカム・アプローチ(FCF法)を採用いたしました。2通りの方法を用いたのは静岡ローストシステムが非上場会社であり客観的な状況を把握することと、将来性を加味した企業価値の分析の両者を行うことがより適切な判断に繋がると判断したためです。なお、FCF法による分析に用いた対象会社の業績見通しにおいて、大幅な増減益を見込んでいる事業年度があります。2022年2月期は新型コロナの影響を受け、行楽地・自販機等で販売される飲料水に関わる茶葉加工の売上が急減いたしました。2023年2月期は回復、2024年2月期には従来から進めていたラインが完成することから増収増益を見込んでいます。

当社普通株式の1株当たり株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果・評価レンジは次のとおりです。

採用方法	静岡ローストシステム 1株当たり株式価値	株式交換比率の算定結果
修正簿価純資産法	5,407,898円～6,609,635円	9,356～11,761
FCF法	5,990,185円～7,321,337円	10,364～13,027

3. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社の資本金及び準備金の額は増加しません。

別紙 3 (株式交換完全子会社の最終事業年度にかかる計算書類等の内容)

第 28 期

決 算 報 告 書

令和 3 年 3 月 1 日から

令和 4 年 2 月 28 日まで

静岡ローストシステム 株式会社

(法人番号:9080001013646)

損益計算書

令和 3年 3月 1日から
令和 4年 2月28日まで

商号 静岡ローストシステム 株式会社

(単位：円)

科 目	金 額		
I 売上高	2,395,166,957		
売上高	0		
売上引戻り	△	2,395,166,957	2,395,166,957
II 売上原価		50,344,729	
売上原価	0		
売上原価	△	2,297,588,989	
売上原価		2,347,933,718	
売上原価		0	
売上原価		78,805,226	2,269,128,492
III 販売費及び一般管理費		60,702,180	60,702,180
IV 営業外収益		1,133	
営業外収益		1,215,000	
営業外収益		788,200	
営業外収益		7,215,849	9,220,182
V 営業外費用		1,746,686	
営業外費用		0	1,746,686
VI 特別利益		409,090	
特別利益		0	
特別利益		0	409,090
VII 特別損失		0	
特別損失		161,697	
特別損失		105,059,254	
特別損失		0	105,220,951
税金引当		39,734,004	32,002,080
税金引当			39,734,004
税金引当			71,736,084

販売費及び一般管理費の計算内訳

令和 3年 3月 1日から
令和 4年 2月28日まで

(単位：円)

科 目	金 額
販売員給与	0
販売員旅費	18,118
広告宣伝費	4,894,000
容器包装費	0
送配達費	0
車輻経費	0
その他販売費	0
諸役員の報酬	366,600
事務員給与	15,400,000
従業員賞与	0
法定厚生費	0
減価償却費	133,476
土地代家賃	6,587,431
地修繕用品費	0
事務用消耗品費	347,600
通信交通費	2,445,049
水道光熱費	1,992,347
租税公課	0
接待交際費	9,673,436
待交際費	0
保険料	830,961
備用品消耗品費	7,148,028
管理諸費	822,596
支払リース料	7,455,745
会議費	448,800
貸倒引当金繰入	48,475
貸倒償却	1,169,000
雑費	0
合 計	920,518
	60,702,180

棚卸資産の計算内訳

令和 4年 2月28日現在

(単位：円)

科 目	金 額
商 品	0
製 品	78,805,226
半 製 品	0
原 材 料	36,608,098
仕掛品(半成品)	0
貯 蔵 品	5,632,852
合 計	121,046,176

製 造 原 価 報 告 書

令和 3年 3月 1日から
令和 4年 2月28日まで

(単位：円)

科 目			金 額	
I 材 期首 材合 期末 当期	材 料 棚 卸 材 料 仕 入	料 費	73,613,014	
		高 高	1,615,524,545	
	末 材 料 棚 卸 期 材 料	高 高	1,689,137,559	
		計 高	36,608,098	
			1,652,529,461	
II 労 賃 賞 雑 退 法 厚 当	務	務 費	215,276,392	
		金 与	40,143,100	
	定 職 福 利 期 生 勞 務	給 金	0	
		費 費	0	
		費 費	29,675,251	
		費 費	16,363,986	
			301,458,729	
III 経 物外 電ガ 水運 減 リ 修 租 賃 保 消 旅 交 通 包 支 雑 当 期 合 期 他 当	注 加 工 力 ス	費 流	14,744,421	
		費 費	62,132,902	
	道	費 代	33,142,752	
		料 料	22,999,641	
	価 償 却 一 ス	賃 賃	931,135	
		費 費	13,135,578	
	税 公 借 險	費 費	65,866,770	
		料 料	140,900	
	耗 品	費 費	24,919,773	
		課 課	219,800	
	通 信 装	料 料	32,922,187	
		料 料	22,430	
	払 リ ス	費 費	13,277,720	
		費 費	0	
	期 経 期 総 製 造 費 用	費 費	24,018	
		費 費	0	
	期首 期合 期末 他 当	費 費	38,423,033	
		料 料	0	
				20,697,739
				343,600,799
			2,297,588,989	
期首 期合 期末 他 当	仕 掛 品 棚 卸 仕 掛 品 棚 卸	高 高	0	
		計 高	2,297,588,989	
			0	
			0	
			0	
			2,297,588,989	

株主資本等変動計算書

令和 3年 3月 1日から
令和 4年 2月28日まで

商号 静岡ローストシステム 株式会社

(単位：円)

I 株主資本			
1. 資本金	当期首残高		10,000,000
	当期変動額		0
	当期末残高		<u>10,000,000</u>
2. 利益剰余金			
(1) その他利益剰余金	当期首残高		247,000,000
別途積立金	当期変動額		0
	当期末残高		<u>247,000,000</u>
繰越利益剰余金			
	当期首残高		765,423,655
	当期変動額		
	当期純損失	-71,736,084	-71,736,084
	当期末残高		<u>693,687,571</u>
その他利益剰余金合計			
	当期首残高		1,012,423,655
	当期変動額		
	当期純損失	-71,736,084	-71,736,084
	当期末残高		<u>940,687,571</u>
株主資本合計			
	当期首残高		1,022,423,655
	当期変動額		
	当期純損失	-71,736,084	-71,736,084
	当期末残高		<u>950,687,571</u>
II 評価・換算差額等			
	当期首残高		0
	当期変動額		0
	当期末残高		<u>0</u>
III 新株予約権			
	当期首残高		0
	当期変動額		0
	当期末残高		<u>0</u>
純資産の部合計			
	当期首残高		1,022,423,655
	当期変動額		
	当期純損失	-71,736,084	-71,736,084
	当期末残高		<u>950,687,571</u>

個別注記表

令和 3年 3月 1日から

令和 4年 2月28日まで

I. この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却方法

(1)有形固定資産

定率法又は旧定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）については旧定額法、平成19年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、法人税法に規定する法定繰入率により計算した回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、旧法人税法の規定に基づく繰入限度相当額を計上しております。

3. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

III. 貸借対照表等に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,159,875,571円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式総数 200株

V. 一株当たり情報に関する注記

1. 一株当たり純資産額は、4,753,437.85円であります。

2. 一株当たり当期純損失は、358,680.42円であります。

以上

個別注記表

令和 3年 3月 1日から

令和 4年 2月28日まで

I. この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定率法又は旧定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）については旧定額法、平成19年4月1日

以後に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、法人税法に規定する法定繰入率により計算した回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、旧法人税法の規定に基づく繰入限度相当額を計上しております。

3. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

III. 貸借対照表等に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,159,875,571円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式総数 200株

V. 一株当たり情報に関する注記

1. 一株当たり純資産額は、4,753,437.85円であります。

2. 一株当たり当期純損失は、358,680.42円であります。

以 上